

令和2年6月26日

陳 情 文 書 表

厚生常任委員会

# 福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	22-1	付議年月日	元 . 1 2 . 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年に横浜北部方面特別支援学校開校、2021年に小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。特に、県教育委員会が設置した「神奈川の特別支援教育のあり方に関する検討会」中間まとめでも指摘されているように、横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区においては早期の特別支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特別支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特別支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしています。</p> <p>2016年に開設された秦野養護学校末広校舎は、小学校の1教室をパーティションで仕切って2教室としているため、音楽の授業などの声・音が筒抜けとなっています。また、末広小学校の特別教室、グラウンド、体育館などは授業で使用することが困難になっているなど、通常の学校ではあり得ない事態となっています。</p> <p>小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室は、グラウンド、体育館、プール等の設置が予定されておらず、本校に比べ劣悪な教育条件となっています。</p> <p>県立高校に設置された分教室、秦野養護学校末広校舎ともに、管理職、事務職員が配置されておらず、養護教諭は非常勤職員として配置され、教員配置も手薄であり、子どもたちへの対応が困難な状況となっています。</p> <p>高校に設置された分教室、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室において、本校と同水準の教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>2016年の痛ましい相模原殺傷事件に私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要であると痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の子どものためにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p>			

陳情項目

- 1 特別支援学校を希望する児童・生徒数の増加が見込まれる横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区の地域に対応する特別支援学校を新設してください。
- 2 県立高校内特別支援学校分教室(20分教室)、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備や教職員体制を確保してください。
- 3 高等部卒業後の生活を支えるため、障害者支援施設や日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対する支援を充実させてください。

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <p>(1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査</p> <p>(2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査</p> <p>(3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査</p> <p>(4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	38	付議年月日	2 . 6 . 19
件名	(株)こどもの森保育所新設補助金交付の決定取り消しについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(株)こどもの森の新設保育所の施設整備<sup>ため</sup>の補助金交付の決定取り消しと設置認可取り消しについて、議会として県にはたらきかけていただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(株)こどもの森が選定事業者候補として、事前協議書に添付した書類 提出資料番号6 (神奈川県保育所認可等の手引きの新設編の中で提出すべき資料であり、住民説明後に保育所を開設することの申請ができる条件となる資料) の見直しを要求します。同資料は、茅ヶ崎市を經由して神奈川県児童福祉審議会の事前協議で「保育所の施設整備に関する周辺住民等への説明が分かるもの」として審査されます。</p> <p>この、「保育所の施設整備に関する周辺住民等への説明の状況が分かるもの」として添付した資料は偽りであることを疎明いたします。本件の反対署名は114名あり、その誰一人として令和2年5月8日までに事前説明を受けていません。同年5月8日に、たった7軒にだけ郵便受けに「保育所になる予定」との手紙が投かんされていたのみでした。選定事業者として認可されたことが、虚偽の書類提出の上に成り立ったことを明白にしたい。</p> <p>茅ヶ崎市の認可さえおりてしまえば、県へ申請を通してしまおうという近隣住民への説明問題は無視した、力技の決定ありきの同社の態度に、住民は脅威を感じております。小学生の通学時間と保育所登園ラッシュは重なりますが、保育園関係者によって私たちが事故にあった場合、誰が私たちの安全を保障してくれるのでしょうか。本陳情は茅ヶ崎市議会でも、継続審査中ですが補助金交付の決定取り消しと、設置認可取り消しを議会として県にはたらきかけていただきたくここに陳情いたします。</p>			



陳情番号	40	付議年月日	2 . 6 . 19
件名	「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」における背景要因の解明を徹底的に求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」の判決で証拠事実とされ、検証委員会「中間報告」で指摘された虐待の背景要因を徹底的に解明し、真に利用者本位の支援のあり方を提言してください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2016年7月26日、19人もの尊い生命を奪い、26人に重軽傷を負わせた「津久井やまゆり園殺傷事件」(以下、殺傷事件)が起きてから、まる4年になろうとしています。この事件の真相解明を期待し注目された裁判は、本年1月に始まりました。遺族や被害者家族は勇気を奮って証言台に立ち、植松聖被告に問いかけ、痛切な思いを伝えました。裁判は短期間に終結し、3月16日、植松被告(以下、植松)には極刑が言い渡され、3月31日に刑は確定しました。</p> <p>しかし、多くの障害当事者や家族、支援者は、「未だに事件は終わっていない」という気持ちです。遺族や被害者家族も同様の思いであると思います。それは植松が、裁判の最初から結審まで、一貫して「重度障害者は不幸しか作れない」、「意思疎通できない人は社会の迷惑」、「殺した方が社会の役に立つ」という、きわめて「ゆがんだ考え」を主張し続けたからです。</p> <p>遺族や被害者家族の立場からすれば、植松の「ゆがんだ考え」の背景要因が明らかにされ、残虐な行為の重大性や罪深さを、植松自身に認めさせる裁判であるべきでした。けれども、裁判の争点が「植松被告の刑事責任能力の有無」に限定されてしまい、植松の犯行動機<sup>いま</sup>の背景要因を明らかにすることはできませんでした。</p> <p>それでも判決文では、「犯行動機の中核である被告人の重度障害者に関する考えは、被告人自身の本件施設での勤務経験を基礎としている」と明言し、その「証拠上認められる前提事実」として、津久井やまゆり園における入所者への虐待行為をあげていました。</p> <p>裁判と並行して行われた、「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」の「中間報告」が、本年5月18日に公表されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、「かながわ共同会」や津久井やまゆり園職員のヒアリングは行われませんでした。入所者支援に係る文書、会議等の記録などの検証が行われました。</p> <p>その結果「中間報告」では、「身体拘束を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たす必要があるが、園では3要件のうち1つでも該当すればよいと認識しており、会議で伝達されていた」、「24時間の居室施設を長期間にわたり行っていた」ことを確認し</p>			

ています。また「身体拘束を行う場合の、園内での内部決裁を行う手続きについて、身体拘束の理由が未記載など、記載内容が不十分にもかかわらず決裁されていた」などの検証結果が報告されています。

インターネットなどでは、いまでも植松の「ゆがんだ考え」に同調するような書き込みが絶えません。そのため多くの障害がある人と家族たちは不安を抱えたままなのです。裁判が終わってしまったいま、植松の犯行動機となった「重度障害者は不幸しか作れない」などの「ゆがんだ考え」の背景要因と、津久井やまゆり園における入所者支援の因果関係を明らかにできるのは、神奈川県と「かながわ共同会」でしかありません。

以上の理由から、「津久井やまゆり園殺傷事件裁判」における背景要因の解明を徹底的に求めることを陳情致します。

陳情番号	42-2	付議年月日	2.6.19
件名	県民の暮らしと文化、子どもたちの教育権の保障を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報は、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、「緊急事態宣言」は解除されましたが、都市部を中心に感染が増加傾向にあり、予断を許さない状況が続きます。そして秋、冬に向けて第2波、第3波の感染拡大が予想されています。医療、介護をはじめ、教育、雇用、文化・芸術などの現状は依然として深刻で、各分野への補償の抜本的拡充は急務です。</p> <p>私たちはジェンダー平等の視点に立った政策で感染予防が徹底され、さらに、県民の命と健康、暮らしと文化、雇用、子どもたちの教育権が保障されるよう次のことを陳情します。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>1 子どもたちが安心して授業を受け、教職員も安心して仕事ができるよう、従来の「40人学級」ではなく、20人ほどの少人数授業を実施してフィジカルディスタンスを保つために教職員を増員してください。また早急に臨任や非常勤講師の雇用を開始するよう県として予算をつけてください。その際各学校任せではなく、県が責任を持って教員の募集を行ってください。</p> <p>2 休校に伴う給食中止による影響が、子どもたちに出ていることが報道されています。現在、県は「食育」の勧めはしていますが、中学校給食を実施している自治体への支援はありません。コロナ感染症で県内の義務教育校の休校に伴う給食停止の影響調査を実施してください。また国へ子どもの健康維持のために、給食事業充実の市町村支援強化を要求してください。県として給食の事業を進めてください。</p> <p>3 文化・芸術は健康な心に不可欠なものです。神奈川県は、知事が「マグネットカルチャー」と文化発信による、観光産業の活性化を重点に進めています。</p> <p>県としてコロナ感染症の影響を受けた文化団体・市町村の事業などへの支援が必要です。</p> <p>令和2年度当初予算のオリンピック・パラリンピック開催事業を見直して、文化・芸術の灯を消さないためにも、文化団体・市町村の事業などへの予算の増額をお願いします。</p> <p>4 <u>女性の多い非正規労働者が激減し、DVが増加するなど、女性の雇用や人権を守る施策をつよめてください。</u></p>			

# 健康醫療局關係陳情

陳情番号	28	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	国に対して、公立・公的病院の「再編・統合」の強制を改めることの意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、全国424の公立病院と公的病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」として対象となる病院名を公表し、神奈川県でも、10病院を公表しました。神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。そうした実情を見ることなく出された唐突な公表に対し、名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県は、10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、「いずれも地域に必要な医療機関との認識」としています。地域的・個別的な事情を考慮することなく、特定のデータ、全国一律の基準によって再編・統合の検討を求める方法を改めるよう、国に対する「意見書」の提出を陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>昨年9月26日、厚生労働省は、公立公的病院の4分の1超にあたる全国424病院をリストアップし(今年1月に7病院を削除し20病院を追加したとのこと)、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名を公表しました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには県内10病院が含まれています。</p> <p>厚生労働省の唐突な公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。名指しされた病院、当該自治体から、怒りの声があがっています。</p> <p>神奈川県が策定した「地域医療構想」では、病院の病床数は総じて増床する計画であり、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめています。神奈川県は10月18日に「公立・公的医療機関等に対する具体的対応方針の再検証の要請について」を公表し、①県民のいのちを守るために適切な医療を提供していくことが何よりも大切。②現場感覚を踏まえると、いずれも地域に必要な医療機関との認識。③当該医療機関が今後も必要な機能を担うとともに、県民が不安にならないよう、当事者である医療機関をはじめ、まずは地域の医療機関等と話し合いながら、地域全体との望ましい医療のあり方について、しっかり検討していくとし、「地域医療構想調整会議」での話し合いをすすめていくとしています。</p> <p>このように、神奈川県が賢明な判断に立って対応されていることを、大いに評価します。今回の公表と要請は、地方自治の自主性と権限をないがしろにする行為だと言わざるを得ません。こうした行為を二度と行わないよう、国に対する意見書の提出を要望します。</p>			

陳情番号	36	付議年月日	2 . 6 . 1 1
件名	国際社会と連携して武漢ウイルス研究所等への査察を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>要旨</p> <p>武漢ウイルス研究所をはじめ、コロナウイルスの発生が生じたと思われる全ての施設・地域を専門家団が自由に査察できるために、中国政府にあらゆる協力を要請することを求めます。4月15日には、テドロス事務局長の中国擁護姿勢を受けて、アメリカはWHOの拠出金を停止しました。本来であればWHOが中国への調査・追及をしなければいけない立場です。一方、WHOの忠告を聞かずに対処した台湾が、感染の抑え込みに成功している現状を踏まえて、WHOとは独立して、日本政府からG7諸国に働きかけるべきです。G7各国と連携の上、中国発コロナウイルスの真相究明のための専門家団を結成することを求めます。また、中国当局によるコロナウイルス感染者数の統計を、専門家団により再検証することを強く要望します。その際に、中国政府からの十分な協力が得られない場合は、感染のさらなる拡大が危惧されるため、中国発コロナウイルスの真相究明がなされるまで、中国から日本への入国制限を続けることを求めます。</p> <p>理由</p> <p>中国・武漢発の新型コロナウイルスが世界にまん延し、日本国内でも数多くの感染者・死者が出ています。緊急事態宣言の発令・外出自粛により、感染者の拡大抑止の努力がなされていますが、有効なワクチンがなく、根本的な対策が無い状況です。感染の確認から4か月以上たった4月現在でも、ウイルスの特徴の全貌が明らかになっておりません。</p> <p>中国共産党はウイルスまん延の事実を当初隠蔽したことについて、2月3日の最高指導部会議で、「初期対応の誤り」を認めたと報道されています。しかし、ウイルスの発生源について、中国政府は明確な調査結果を公表していません。12月31日には武漢市衛生健康委員会が、武漢市の「華南海鮮市場」がウイルス発生源の可能性が高いと公表した一方、3月18日には、中国の新型コロナウイルス対策の国家衛生健康委員会の長を務める鍾南山氏が「ウイルスの発生源が中国だ」という証拠はない」と発表しました。</p> <p>WHOの対応からも、ウイルスの発生源について厳しく追及する姿勢が見られません。WHOの武漢市への査察は、2月23日まで行われず、また、査察の結果も、根本的な対策の究明には至っていません。</p> <p>その一方、2月下旬以降、中国の新規感染者数の報告は減り続け、3月以降、感染者は増えず、4月8日には武漢市の封鎖が解除されました。しかし、感染者数の減少について、どのような対策措置が取られたのか、またその効果について、情報共有がありません。感染収束という公表の</p>			

信ぴょう性が確認できない限り、中国からの入国制限方針を緩めるべきではありません。日本政府の初期対応においても、中国全土からの入国制限方針が遅れたことが、国内の感染拡大を招いたと指摘されていました。

現在、欧米では、様々な可能性のうちの一つとして、「中国科学院武漢ウイルス研究所」からウイルスやウイルスを含む実験動物等が漏えいした可能性が、専門家や政府高官の間で指摘されています。アメリカは4月7日、ポンペオ国務長官ら政府高官が、武漢ウイルス研究所を含む研究施設の情報公開と協力を求めました。ワクチンは通常、ウイルスを開発・研究した研究所が最も早く作製することが出来ます。初期の段階で感染が最も多く確認されたのは武漢市です。ウイルスの発生源を明確に特定することが、り患者の早期救済につながります。

神奈川県は東京都の次に多くの人口を擁しており、五輪の開催を控えている上、感染抑止の最前線にあります。各国や他の国際都市と連携の上、一刻も早く、国内および諸外国での感染収束を図る必要があると考えます。

陳情番号	39-2	付議年月日	2. 6. 19
件名	新型コロナウイルス感染症に係る在日米軍基地への対応についての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止は最重要課題となっています。そのために各方面で多大な努力がはらわれています。</p> <p>在日米軍は米軍関係者の感染者数を非公開としています。しかし、在韓米軍は基地ごとの感染状況を公表しています。4月以降、18件の感染情報を公表しており、兵士だけではなく軍属や家族、請負業者まで公表しています。6月2日付の情報によれば「米政府チャーター便で、5月30日オサン（烏山）空軍基地に着任した米兵の感染が確認された。彼はキャンプ・ハンフリーの隔離棟に隔離された」とし、感染者の属性や基地、日付、感染対策などすべてを公表しています。</p> <p>渉外知事会（渉外関係主要都道府県知事連絡協議会／会長・黒岩祐治神奈川県知事）は、5月27日「新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の取扱い等に関する緊急要請」として、「①在日米軍基地における新型コロナウイルス感染症の発生状況や米側の措置について、積極的に公表されるよう米側に働きかけるとともに、国の責任において情報収集に努め、適時・適切に公表すること。②在日米軍における感染防止対策の強化を求め、基地周辺に不安を与えることがないよう努めること。また、必要に応じて、米側が行う検疫など防疫措置についても支援を行うこと。③駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと。」を、政府に要請しました。さらに、同知事会の「基地対策についての要望書」は、「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」と、繰り返し毎年、政府に求めています。これは、多くの県民の求めていることでもあり、今日のコロナ禍においては、緊急の課題となっています。</p> <p>以上の立場から、以下について陳情します。</p> <p>1 <u>神奈川県が所有している米軍関連の新型コロナウイルス感染情報を公表すること。</u>  <u>厚木保健福祉事務所、相模原市保健所、大和保健福祉事務所、横須賀市保健所の所有する米軍関連新型コロナウイルス感染情報の公表を求めること。</u></p> <p>2 米軍関連人員（軍人、軍属、それらの家族、請負業者）につき、検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用することを政府に求めること。</p> <p>3 上記2の趣旨に基づき、「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」を内容とする、日米地位協定の改定を求める意見書を政府など関係当局に提出すること。</p> <p>4 県民の安全を守るため、神奈川県が、米軍の新型コロナウイルス感染の実態調査を実施するよう求めること。</p>			



陳情番号	43	付議年月日	2.6.19
件名	新型コロナ第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制堅持を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>地域住民のセーフティネットである第一線医療が崩壊しないよう、県として医療機関への支援策を充実し迅速に対応してください。</p> <p>各交付金等の活用で、国のコロナ支援制度でカバーしきれない部分を補填する制度を県として創設してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度</li> <li>・医療機関のテナント料支払にかかる家賃補助制度（対象月の拡大）</li> <li>・発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度（助成限度額の拡充）</li> </ul> <p>2 陳情の理由</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されましたが、依然医療現場では感染への不安から患者の受診控えが続き、医業収入の大幅減という厳しい状況が生まれています。当会が5月末に行った会員アンケートによると、医科・歯科ともに3月、4月、5月と減収幅は拡大し、前年同月比で30%を超える減収の医療機関が医科では4割、歯科では半数に上ります（5月）。とりわけ歯科は、緊急性の低い歯科治療の延期を求める趣旨の事務連絡が厚労省から出た影響もあり（4月6日付事務連絡）、8割超の歯科診療所が何らかの診療縮小を行っていることも明らかになりました。持続化給付金及び融資を検討している医療機関は4割に上るなど、もともと経営体力の弱い歯科の経営悪化は深刻です。</p> <p>また医療物資の不足・高騰の中で、感染リスクにさらされながらも、コロナ疑い患者への対応と通常診療の両立を続ける開業医の姿も浮き彫りになっています（内科診療所の7割がコロナ感染を疑う患者の来院を経験）。しかしこのまま秋冬の第2波、第3波を迎えると、経営悪化と院内感染リスクのダブルパンチで閉院・倒産に追い込まれる医療機関が一気に増える恐れがあり、地域医療の崩壊が危ぶまれます。</p> <p>神奈川県民の健康を守るため、第2波、第3波を見据えた第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を一層強めていただきたく、陳情します。</p>			